（電子証明書による証明に適しない事項）

第三十三条の三　法第十二条の二第一項ただし書のデジタル庁令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者）であること。

四　［略］

（帳簿等）

第三十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～三　略］

四　印鑑届書等つづり込み帳　第九条第一項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面

［五～十一　略］

［4・5　略］

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の三　［略］

2　［略］

3　第一項第一号の電磁的記録媒体には、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

4　［略］

（記載の文字）

第四十八条　［略］

［項を削る。］

2　前項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

（準用規定）

第六十条　第五十二条の規定は、会社以外の者の支配人の登記について準用する。

（電子証明書による証明に適しない事項）

第三十三条の三　法第十二条の二第一項ただし書のデジタル庁令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

（帳簿等）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～三　同上］

四　印鑑届書等つづり込み帳　第九条第一項、第五項、第七項、第九項及び第十項、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面

［五～十一　同上］

［4・5　同上］

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の三　［同上］

2　［同上］

3　第一項第一号の電磁的記録媒体には、商号を記載した書面を貼り付けなければならない。

4　［同上］

（記載の文字）

第四十八条　［同上］

2　金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載するには、アラビア数字を用いなければならない。ただし、縦書きをするときは、「壱、弐、参、拾」の文字を用いなければならない。

3　第一項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

（準用規定）

第六十条　第五十二条の規定は、支配人の登記について準用する。